

令和6年度当初予算編成方針のポイント

1 予算特別枠の設定

「新おおいた創造挑戦枠」 20億円

本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、多様性を認め合い共生・共創する社会への要請や想定を上回るスピードで進む人口減少、地球環境問題の深刻化などにしっかりと対応していく必要がある。

これらの課題の解決を強力に推進するため、予算特別枠「新おおいた創造挑戦枠」を設け、効果的な新規・重点事業を投入し、新しい大分県の創造に挑戦する。

2 行財政改革の推進

「安心元気・未来創造」の大分県づくりを下支えする安定的な行財政基盤の構築は不可欠であり、財政規律を堅持しなければならない。そのため、引き続き職員一人ひとりが常在行革の精神で行財政改革の取組を進めていく必要がある。

【主な要求の枠組み】

区分	要求基準
予算特別枠	<p>「新おおいた創造挑戦枠」 20億円 令和6年度県政重点方針に掲げた新規・重点項目 ※国の経済対策に対応した物価高騰対策等については、令和5年度補正予算においても編成を検討</p>
政策予算	<p>令和5年度7月現計予算額の範囲内 ※新型コロナウイルス感染症対応事業のうち交付金等を財源とするものは、別途予算編成過程において調整</p>
公共事業	<p>令和5年度7月現計予算額の範囲内 ※今後の国の防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の状況を踏まえ、別途予算編成過程において調整</p>
一般国庫補助事業・単独事業	令和5年度7月現計予算額の範囲内
部局枠予算	令和5年度7月現計予算額の範囲内

令和6年度当初予算編成方針

国内景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

国の予算編成では、令和6年度は、「骨太の方針」の枠組みの下、経済・財政一体改革を着実に推進しつつ、重要な施策の選択肢を狭めることなく、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

地方の一般財源総額については、国の地方財政収支の仮試算によると5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。しかしながら、団塊世代が75歳以上の高齢者になることによる社会保障関係費の伸びや、防災・減災、国土強靭化の推進等による公債費の増嵩など、財政需要はさらに増大する見込みであり、今後の地方財政は予断を許さない状況にある。

このように地方財政を巡る状況は厳しいが、本県では現在、新たな長期総合計画の策定を進めており、時代の変化にしっかりと対応し、新たなステージへと発展させるため、「安心元気・未来創造」の大分県づくりを力強く進めていかなければならない。

こうした考え方に基づき、6年度当初予算は、20億円の予算特別枠を設けることとする。なお、国の経済対策に対応した物価高騰対策につながる事業などについては、5年度補正予算においても編成を検討する。また、事務事業評価結果等を踏まえた要求基準によりスクラップ・アンド・ビルトの徹底を図ることとしており、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

令和6年度は、長引く物価高騰が大きな影響を及ぼす中、持続的な賃上げ・所得向上を実現し、県民生活を守るとともに、県経済を自立的な成長路線に戻していくなければならない。また、本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、多様性を認め合い共生・共創する社会への要請や想定を上回るスピードで進む人口減少、地球環境問題の深刻化などにしっかりと対応していく必要がある。

他方、「安心元気・未来創造」の大分県づくりを下支えする安定的な行財政基盤の構築は不可欠であり、財政規律を堅持しなければならないことから、引き続き職員一人ひとりが常 在行革の精神で、行財政改革推進計画に掲げた項目にしっかりと取り組んでいくことが肝要である。

このため、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうかを十分に吟味するとともに、継続事業にあっても、事務事業評価や本年度の事業実施状況を踏まえたスクラップ・アンド・ビルトを徹底すること。加えて、部局横断的な政策課題は、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確にすること。

なお、新型コロナウイルス感染症対応事業のうち交付金等を財源とするもの、及び防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策など、国が事項要求としているものについては、その動向を見ながら別途予算編成過程において調整するので柔軟に対応すること。

また、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

地方創生推進交付金は、可能な限り活用するよう工夫を行い、地域再生計画に位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく令和5年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.11であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、収入見込額見合いの人物費を含めた歳出規模となるよう調整したうえで計上すること。

6 財産収入

県有財産売却等推進計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

また、今後の活用計画を精査し廃止や規模の是正を検討すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債等を除いた県債残高を適正に管理するとともに、交付税措置の高い有利な起債を可能な限り活用し、実質的な公債費負担の抑制を図ること。

第三 歳出に関する事項

令和5年度7月現計予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、部局ごとに次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) 新おおいた創造挑戦枠予算

各部局の要求枠とは別に、20億円の特別枠を設けるので、令和6年度県政重点方針に掲げる項目に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる組替え新規事業は対象としないので留意すること。

(2) 政策予算（投資的予算を除く）

5年度7月現計予算額から事務事業評価結果反映分（C：5割、D：全額）、元～3年度予算特別枠の整理分（別途指示するものを除く）、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

(3) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、5年度7月現計予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

ただし、今後の国の防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の状況を踏まえ、別途予算編成過程において調整する。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は5年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

5年度7月現計予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、5年度7月現計予算額（一般財源等ベース）の範囲内で要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費

カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。

また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め総務部において一括要求すること。

また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を総務部と調整の上要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。